



## 速報

### 自社ウェブサイトの米国議会図書館著作権侵害請求委員会への対応

2021年1月13日

#### ハイライト

CASE法による影響を回避するために、自社ウェブサイトの著作権を監査する必要がある。

思わぬ著作権侵害を避けるために剽窃チェックツールが有効である。

自社コンテンツをGRTXにより登録することで最適な保護を受けられる。

2020年には米国議会図書館における2つの重要な著作権に関する改正がありました。Group Registration for Short Online Literary Works (GRTX) と呼ばれる短期著作権がオンラインコンテンツ向けに利用可能になったこと、及び少額請求のための裁判所が設立されたことです。

Copyright Alternative in Small-Claims Enforcement Act of 2020 (CASE法) により、米国議会図書館に著作権侵害請求委員会 (CCB) が設置されます。

詳しくは[英語版](#)をご覧ください。

©2021 Barnes & Thornburg LLP. All Rights Reserved. 書面による許可なく複製することを禁止します。

本ニュースレターは、法律の最新情報、動向をご案内するものであり、いかなる

## 弁護士



マーク スティグナニ  
パートナー  
ミネアポリス

P 612-367-8745  
F 612-333-6798  
Mark.Stignani@btlaw.com



山本真理  
パートナー  
シカゴ

P 312-214-8335  
F 312-759-5646  
mari.regnier@btlaw.com



前田千尋  
オブ・カウンセル  
シカゴ

P 312-214-2107  
F 312-759-5646  
chihiro.maeda@btlaw.com

## 関連分野

コーポレート  
知的財産

場合も法務サービス、法務アドバイスの意味を持つものではありません。本  
ニュースレターは、一般的な案内目的でのみ配布されるものですので、個々の  
問題については弁護士までご相談下さい。